

5 協 議

(1) 男女共同参画の推進に向けた取り組みについて(報告)

○「令和5年度第1回各地域土改連絡協議会」までの取組状況

- ・ 連絡協議会において、男女共同参画の推進の説明を行い、各土地改良区あて8月1日付けで行動計画提出を依頼。

○「令和5年度第1回土地改良区運営基盤強化協議会」での検討結果

- ・ 標記協議会を令和5年6月14日に開催し、以下の行動方針等を確認。

【令和5年度】

① 全土地改良区への啓発・普及

- 現在活動中の97土地改良区を対象に、各種会議や面談等を通じての啓発活動やパンフレット配布等の実施

② 理事改選予定土地改良区への重点的な啓発活動

- 令和5年度(後期)から令和6年度(前期)に理事改選予定の土地改良区(42改良区程度)への重点的な啓発活動の実施

③行動計画の作成

- 現在活動中の97土地改良区を対象に、行動計画提出を依頼

○ 今後の取組

- ・ 97土地改良区へ行動計画の提出を依頼。38土地改良区から行動計画の提出あり。
- ・ 未提出の土地改良区に対して再度、行動計画の提出を依頼し、行動計画提出が困難な土地改良区に対しては、困難である理由を確認し、原因を把握するものとする。
- ・ 令和5年度(後期)から令和6年度(前期)に理事改選予定の内地の土地改良区について、個別訪問を実施予定。

事 務 連 絡

令和5年10月23日

管内各県土地改良区等指導担当課長 殿

九州農政局農村振興部土地改良管理課長

「土地改良区等における男女共同参画の更なる推進について」の適切な運用について

土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等という。」）における男女共同参画については、「土地改良区等における男女共同参画の更なる推進について」（令和4年5月20日付け4九振第576号九州農政局長通知）が発出され、土地改良区運営基盤強化協議会の運営・活動に行政としても主体的に関与することとされました。

このことについて、別添のとおり事務連絡（令和5年10月2日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課課長補佐）がありましたので、御了知いただくとともに、今後も土地改良区等への働きかけ等にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(担当) 九州農政局農村振興部
土地改良管理課
団体指導・資金係 今村、上村
電話：096-300-6434（直通）

事 務 連 絡
令和 5 年 1 0 月 2 日

地方農政局土地改良管理課長 殿
沖縄総合事務局農村振興課長 殿

農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
課長補佐(団体指導・利用調整班担当)

「土地改良区等における男女共同参画の更なる推進について」の適切な運用について

土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等という。」）における男女共同参画については、「土地改良区等における男女共同参画の更なる推進について」（令和 4 年 5 月 11 日付け 4 農振第 351 号農村振興局長通知）が発出され、土地改良区運営基盤強化協議会の運営・活動に行政としても主体的に関与することとされました。

また、同日付け土地改良企画課課長補佐(団体指導・利用調整班)の事務連絡においては、当該局長通知の具体的な運用として、地方農政局にあっては管内の国営関係土地改良区に対し、国営事業(務)所を通じて手引書等の資料配布や定期的な声かけなどを行うよう依頼したところです。

しかし、先般、地方農政局等（国営事業（務）所含む。）が土地改良区等に対して、どの程度、直接働きかけを実施しているか聞き取りを行ったところ、地方農政局間でその取組に温度差が見受けられました。

他方、農業委員会や J A に対する国からの働きかけは、昨年度、1.6 回／農委、1.5 回／ J A となっているところです（参考： 0.05 回／土地改良区）。

このように、土地改良区等に対する国からの直接の働きかけは、現状、地方農政局間で温度差が見受けられるとともに、農業委員会や J A と比較しても改善の余地があると考えられることから、当面、下記により取り組まれるようお願いいたします。

また、都府県に対しては、当該事務連絡による国の取組状況を周知いただくとともに、併せて、土地改良区等への働きかけ等に協力いただけるよう依頼方お願いします。

記

1 地方農政局土地改良管理課等による働きかけの徹底

(1) 各種機会を捉えた働きかけ

土地改良区等が参加する各種会議（国造施設管理受託者会議等）、現地調査、各種挨拶（新年挨拶等）など、あらゆる機会を捉えて土地改良区等に働きかけを行う。

働きかけに当たっては、必ず別添資料を手交するとともに、手交した相手の土地改良区等

に対して、定期的（四半期に一度以上）に状況確認のフォローアップを行うものとする。

なお、フォローアップに当たっては、土地改良区等ごとに推進状況（進捗度）が分かるよう適宜工夫の上、対応すること。

（２）個別地区指導の実施

貴管下都道府県毎に、女性理事登用の波及効果が見込まれる土地改良区等に対し、（１）の働きかけとは別に個別指導を行う（４地区/都道府県・年＋ α ）。また、直轄土地改良区等に対しては、女性理事を登用するまで毎年定期的に指導する。その具体的手順は１（１）と同様とする。

２ 国営事業（務）所による働きかけの徹底

業務打合せ等で、国営造成施設を管理委託している土地改良区等と接触する際は、必ず資料提供や定期的な声かけなどを行う（別添リーフレット参照）。

３ 都道府県による取組（行動計画策定状況の把握）

管内の土地改良区等について、女性理事登用を図るため農林水産省が作成した「土地改良団体における男女共同参画の手引き」において示した行動計画の策定状況を把握する。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/dantaisidou_riyouchousei-39.pdf

４ 定期的な確認

土地改良管理課（農村振興課）及び国営事業（務）所並びに都道府県による働きかけ等の状況を定期的に確認する。

報告様式及び報告時期は、別紙様式参照のこと。

５ その他

各種機会を捉えた働きかけや個別土地改良区等への指導については、主に土地改良区運営基盤強化協議会において取り組まれているところですが、今後、当該協議会の活動状況を検証し、活動がより一層効果的に行われるような方策・目標設定等を検討することとしているところです。詳細については、後日、改めてお知らせします。

担当：利用調整係長（秋田）